

いきいきハウジングリフォーム

＜実施業者の方へ＞

京都市重度障害者住宅環境整備費助成事業

重度障害のある方が暮らしやすい生活ができるよう、
また介護される方の負担を軽くするために住宅改造や移動設備の設置を行う場合、
専門チームがご相談に応じるとともに、費用の一部を助成します。

対象工事

重度障害のある方が住み慣れた家で暮らしやすい生活ができるよう、また介護する方の負担を軽くするためリフォーム（住宅改造・移動設備設置）です。

①住宅の新築や全面改築，②家屋の維持・補修，③日常生活用具給付品目，④設置工事を伴わない福祉機器等の購入費などは対象となりません。また申請以前に着手・完了している場合も助成対象となりません。

*住宅改造…身体障害者手帳1級～2級または療育手帳A

(例) 浴槽の埋め込み，便器の洋式化，敷居の段差解消，和室の洋室化等々

*移動設備設置…四肢機能障害，両下肢機能障害又は片上下肢(片マヒ)機能障害1級で移動が困難な方

(例) 天井走行リフト，段差解消機，階段昇降機等設置工事を伴うもの，その工事費用も含まれます。

助成額

リフォームに必要な額に助成率を乗じた額です。
ただし，限度額の範囲内です（1,000円未満切り捨て）。
助成は，原則として1世帯につき1回に限ります。

工事は助成決定通知書を確認した後しか着工できませんので，ご注意ください。事前着工は助成の対象外となります。

(1) いきいきハウジングリフォームにのみ該当する方

いきいきハウジングリフォーム			
世帯区分	助成率	助成限度額 (住宅改造)	助成限度額 (移動設備)
生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	4/4	50万円	65万円
市町村民税所得割課税（235,000円未満）世帯	3/4	40万円	50万円

(2) いきいきハウジングリフォームと日常生活用具または介護保険の住宅改造の両方に該当する方

限度額		いきいきハウジングリフォーム		
介護保険の住宅改造 (1割負担)	日常生活用具の住宅改造	世帯区分	助成率	助成限度額 (住宅改造)
20万円	20万円	生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	4/4	30万円
		市町村民税所得割課税（235,000円未満）世帯	3/4	20万円

*介護保険と日常生活用具の両方の給付要件を備える方は，介護保険が優先されることになります。

*日常生活用具の住宅改修の対象者…下肢または体幹機能障害1～3級の方

*移動設備設置については(1)の表のみの適用となります。

*平成21年度以降は，4月～6月までの申請は，前年度分の市町村民税所得割額となります。

改善内容

専門チーム「(公社)京都市身体障害者団体連合会登録の専門相談員」が利用者のご自宅を訪問し，障害状況や住宅構造に応じた改善内容についてアドバイスをを行い，リフォームプラン作成のお手伝いをします。訪問にあたり，実施業者の方には，訪問時に現場での立会いをお願いしています。

アドバイスした改善内容に基づき，整備計画書，施工図面，見積書，現況写真等を作成してください。

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

助成までの仕組

電話での相談申込みを受け付けています。

(公社)京都市身体障害者団体連合会(市身連事務局)

TEL 822-0779

助成金支払に至るまでの流れをご説明し、受け付けカルテ作成と、資格要件の確認を行います。

相談申し込みの後、市身連事務局からお知らせする日時に相談所に来所していただきます。福祉・保健・医療・建築・福祉用具などの分野の専門家相談チームがお話をうかがいます。(原則として、毎月第2第4土曜の午後を面接相談日としています。)

相談チームがご自宅を訪問します。ご本人や家屋の状況の確認、問題点などを調査します。基本的には**実施工事を担当する実施業者の方の立会いをお願いしています。**

相談員チームが提案した改善案、又は既に実施業者の方が作成した改善案を検討し、改善プランを決定します。

ご本人又はご家族に改善プラン、見積もりなどの確認・合意の上、必要な申請書類を添えて、市身連事務局に提出してください。(必要な書類は、別途市身連事務局でご確認下さい。)市身連事務局から京都市に申請いたします。

京都市で審査いたします。助成決定がおりると、決定通知書と助成券を本人宅に郵送します。

決定通知書が届いてから、工事を実施していただきます。変更などが生じた場合は、相談チームにその旨を伝えていただくなどの対応が必要です。

工事完了後、相談チームがお伺いし、完成の状況・改善点などの確認と調査を行います。

助成券・請求書・完成の写真などを市身連事務局に提出してください。助成金は実施業者に京都市から直接振り込まれます。

*尚、京都市からの支払いは3~4ヶ月程かかります。

相談受付

面接相談

自宅訪問

改善案の検討・作成

申請

審査・決定

着工

完了報告・検査

助成費請求・支払